

綾瀬市消防署北分署及び南分署防犯カメラの設置及び管理運用に関する 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防署北分署及び南分署において市が設置し、管理運用する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図り、もって個人の権利利益の保護に配慮しつつ、庁舎敷地内における消防署施設等の保全の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪予防を目的として設置するカメラで、映像記録装置及び映像表示装置、録画のために必要な記録媒体等の関連機器を備えるものをいう。

(2) 画像 防犯カメラによって撮影及び録画されたものをいう。

(設置場所等)

第3条 防犯カメラは、庁舎出入口及び不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、地域住民のプライバシー配慮のため、設置する台数及びその撮影する範囲は、必要な最小限度に限るものとする。

2 防犯カメラを設置しようとするときは、事前にその撮影する範囲となる地域住民への周知を行うものとする。

3 防犯カメラを設置したときは、防犯カメラの設置を認識できるよう見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示するもの。

(管理責任者及び取扱担当者)

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、消防総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを適正に行うため、防犯カメラの事務を総括する。

3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラの取扱担当者(以下「取扱担当者」という。)を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た情報

を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像の管理)

第 5 条 管理責任者は、画像及び記録媒体について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 画像及び記録媒体の保管方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 画像を加工することなく、撮影時のままで保管すること。

イ 記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管すること。

ウ 画像及び記録媒体は、録画装置のパスワード等により保護すること。

エ 管理責任者及び取扱担当者以外の者の画像の閲覧や持出しを禁止すること。

(2) 画像の保管期間は、撮影した日から 2 週間とする。

(3) 画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。ただし、記録媒体を破棄する場合は、破砕の上、破棄するものとする。

(4) 画像を再生するときは、管理責任者又は取扱担当者が行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、画像並びに記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざんを防止すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第 6 条 管理責任者は、画像及び記録媒体をこの要綱の目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は市職員以外の者に画像及び記録媒体を提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。

2 前項ただし書の規定により、画像及び記録媒体を目的外利用又は外部提供しようとする場合は、管理責任者は関係法令を遵守しなければならない。

(防犯カメラ操作状況等の報告)

第 7 条 管理責任者は、庁舎敷地内における施設等の保全に関する事案の発生に伴い、画像を確認した場合及び前条第 1 項ただし書の規定により画像及び記録媒体を目的外利用又は外部提供した場合は、防犯カメラ操作状況等に関する報告書（第 1 号様式）により、市長に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第 8 条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を取扱担当者に対し周知徹底しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護については、綾瀬市個人情報保護条例（平成 17 年綾瀬市条例第 3 号）及び綾瀬市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年綾瀬市規則第 29 号）の定めるところによる。

（苦情処理）

第 9 条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（庶務）

第 10 条 防犯カメラの設置及び管理運用に関する庶務は、消防総務主管課が所管する。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

防犯カメラ操作状況等に関する報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

管理責任者
消防総務課長

印

綾瀬市消防署北分署及び南分署防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 報告の区分 （複数選択可）	画像を確認した場合に係る報告 画像及び記録媒体を目的外利用した場合に係る報告 画像及び記録媒体を外部提供した場合に係る報告
2 事案発生日時	
3 事案の具体的内容	
4 当該報告に係る画像の 確認等の操作を行った者 （職名及び氏名）	
5 外部提供の年月日	年 月 日

（注）

- 1 1件の事案につき行う報告が一連のものである場合（事案が発生したため画像を確認し、後日、法令の定めにより画像及び記録媒体を提供した場合等）は、「1 報告の区分」欄を複数選択し、1件の報告書にまとめて提出すること。
- 2 「2 事案発生日時」欄及び「3 事案の具体的内容」欄は、それぞれ画像の確認、目的外利用又は外部提供に至った不審者侵入、器物損壊等の発生日時、具体的内容を記入すること。
- 3 「4 当該報告に係る画像の確認等の操作を行った者（職名及び氏名）」欄は、該当者が複数いる場合は、そのすべての者を記入すること。
- 4 「5 外部提供の年月日」欄は、画像及び記録媒体を外部提供した場合に記入すること。